

南大隅町

新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月

南大隅町

目次

I はじめに

I 新型インフルエンザ等対策特別措置法の策定	1
2 市町村行動計画の取組	1
3 新型コロナウイルス感染症対応での経験	3

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	5
4 対策推進のための役割分担	8
5 医療機関等の役割	9

III 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 町行動計画の主な対策項目	11
2 対策項目ごとの基本理念と目標及び取組について	11
第1章 実施体制	12
第2章 情報提供・共有，リスクコミュニケーション	20

第3章	まん延防止	23
第4章	ワクチン	25
第5章	保健	37
第6章	物資	39
第7章	町民の生活及び地域経済の安定の確保.....	40

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 市町村行動計画の取組

（1）国の取組の経緯

国においては、平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の改定を行ってきた。

平成21年（2009年）に、新型インフルエンザ（A／H1N1）が、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患（推計）した。この間の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られたことから、平成23年（2011年）に新型インフルエンザ対策行動計画

を改定した。平成24年(2012年)4月に、特措法が制定され、平成25年(2013年)6月に同法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を策定した。その後、新型コロナウイルス対応での経験を踏まえ、令和6年(2024年)7月に政府行動計画を全面改定した。

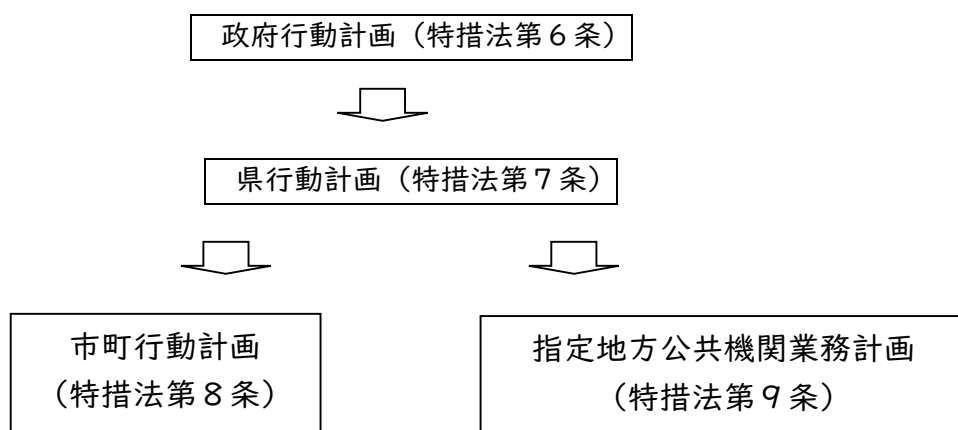
(2)市町村行動計画の策定

町は、国及び県の動きを踏まえ、特措法平成27年(2015年)5月、第8条の規定により、「南大隅町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を作成した。

町行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・感染症法第6条第8項に規定する指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものであり、適時適切に町行動計画の変更を行うものとする。



3 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019 年（令和元年）12 月末，中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し，2020 年

（令和 2 年）1 月には我が国でも新型コロナの感染者が確認された。

国において，特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出，医療提供体制の強化，予備費による緊急対応策や補正予算による対策，まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正，変異株への対応，ワクチン接種の実施，行動制限の緩和等，ウイルスの特性や状況の変化に応じて，国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

そして，国内感染者の確認から 3 年余り経過した 2023 年（令和 5 年）5 月 8 日，新型コロナを感染症法上の 5 類感染症に位置付けることとし，同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

町は，2022 年（令和 2 年）4 月 1 日に南大隅町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。町民の生命及び健康の保護，町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じるとともに，関係機関と連携を図り，当該感染症の予防及びまん延防止に努めた。そのために町では 3 密回避のため，リモートを活用した運動教室の開催や学校教育現場での ICT 環境，町の情報発信のための IT 化などの環境整備，感染拡大防止対策として衛生用品の配布，公共施設にある手洗い器の自動水栓設置や空気清浄機の設置等を行った。また，経済活性化のために町民への給付金，プレミアム商品券の発行などの事業を行った。2023 年（令和 5 年）5 月 7 日，国において，政府対策本部及び基本的対処方針が廃止されたことに伴い，南大隅町対策本部が同日廃止された。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅰ 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

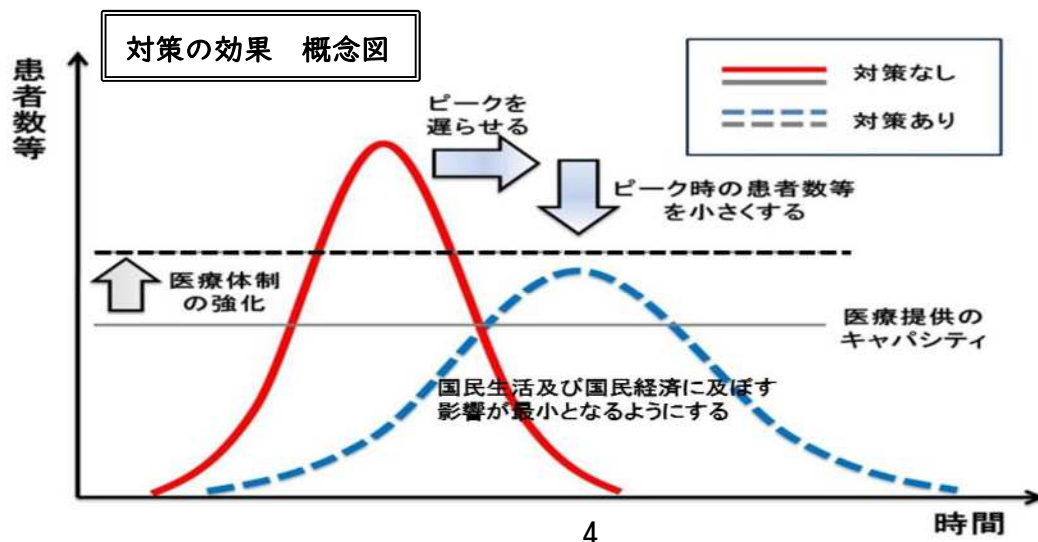
新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

◎感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

◎町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染症対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・業務継続計画（BCP）の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。社会状況や医療提供体制も踏まえ、総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指していく。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の関係者間共有とその準備の整理

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

(ウ) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

(エ) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

(オ) 保健所等負担軽減や医療関連情報の有効活用、国、県、町の連携等のためのDXの推進や人材育成等

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策に当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みを構築する。

（イ）医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県予防計画及び県医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

（エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

（オ）町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるため、分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（３）基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けるおそれがある社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び南大隅町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は新型インフルエンザ等に関する調整のため、県の協力が必要と判断した場合には、町対策本部長から県対策本部長に対して総合調整の要請を行う。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

町は平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、町を中心に避難所施設の確保等を進めることや、町及び県において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めることとしている。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部及び対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(3) 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

5 医療機関等の役割

(1) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）の策定及び県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

また、新型コロナウイルスの経験を踏まえ、地域の医療機関や調剤薬局等と肝属郡医師会立病院を中心とし、感染症対応を行う。

(2) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(3) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

(4) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(5) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

Ⅰ 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

(1)実施体制

(2)情報提供・共有，リスクコミュニケーション

(3)まん延防止

(4)ワクチン

(5)保健

(6)物資

(7)町民の生活及び地域経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標及び取組について

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期に必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて、国が定めたガイドライン等を参考にする。

各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

第1章 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、発生前から、人材の確保・育成や訓練等を通じて対応能力を高め、発生時には、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

◎各対策項目

時期	内容	戦略
準備期	1. 実践的な訓練の実施	町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
	2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化	- 1. 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。 - 2. 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画(BCP)を作成・変更する。 - 3. 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。
	3. 国及び地方公共団体等の連携の強化	- 1. 町は国、県、及び指定（地方）公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。 - 2. 町は国、県、及び指定（地方）公共機関と、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めた連携体制を構築する。
初期	1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	- 1. 町は、国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて、対策本部(表1)を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。 - 2. 町は、準備期(2-2)を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応(表2)を進める。
	2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

対 応 期	Ⅰ 基本となる実施体制の在り方 - Ⅰ. 職員の派遣・応援への対応	政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。 - Ⅰ - Ⅰ. 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、町の属する県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。 - Ⅰ - Ⅱ. 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は当該市町村の属する都道府県に対して応援を求める。 - Ⅱ. 町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。
	2. 緊急事態措置の検討等について - Ⅰ. 緊急事態宣言の手續	- Ⅰ. 町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
	3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制 - Ⅰ. 市町村対策本部の廃止	- Ⅰ. 町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

(表Ⅰ)対策本部の組織等

◎南大隅町新型インフルエンザ対策会議構成員

No	役 職 名
1	対策本部長 町長
2	対策副本部長 副町長
3	教育長
4	総務課長
5	支所長

6	町民保健課長
7	介護福祉課長
8	税務課長
9	建設課長
10	経済課長
11	企画観光課長
12	デジタル推進課長
13	教育振興課長
14	会計課長
15	議会事務局長
16	農業委員会事務局長

(基本的な方針)

各課は、新型インフルエンザ等感染症対策を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次に掲げる業務を行う。

◎南大隅町 各活動班の組織・役割分担

(表2) ◎各課(局)共通事項

- ・ 新型インフルエンザ等感染症の町内の感染拡大状況調査及び情報収集に関すること
- ・ 新型インフルエンザ等感染症各課(局)業務の安定的遂行に関するための体制の構築・停止する業務・縮小可能な業務(少ない人員での業務の遂行)
- ・ 新型インフルエンザ等感染症のために新たに起こる業務(各課別新型インフルエンザ等感染症業務)
- ・ 関係機関に対する連携、調整、応援の要請及び応援に関すること
- ・ 他課(局)応援に関すること
- ・ 県(大隅地域振興局)の対策本部との連携に関すること
- ・ その他新型インフルエンザ等感染症本部(町長)の特命事項に関すること

(表 2) ◎各課の担当業務内容(新型インフルエンザ等感染症業務)

総務課	・ 新型インフルエンザ等感染症対策本部等の運営に関する事 ・ 本部会議，対策本部の庶務に関する事 ・ 感染状況等の調査，情報収集，報告，広報に関する事 ・ 対策関係予算等の財務に関する事 ・ 職員の服務，参集状況の把握に関する事(安全対策，在宅勤務，交代勤務，職員の配置，職員の健康管理) ・ 動員人員の把握及び動員配備に係る決定の伝達に関する事 ・ 県本部，他市町等への広域応援要請依頼に関する事 ・ 物資及び資材の備蓄等に関する事 ・ 感染防止策の周知，社会不安とパニック防止のため，適正な情報提供に関する事 ・ 報道機関との連絡，調整に関する事 ・ 感染拡大情報の収集，伝達に関する事 ・ 非常食の備蓄と提供の体制整備に関する事 ・ 職員研修の実施に関する事 ・ 庁舎内の警備及び車両の確保に関する事 ・ 新型インフルエンザ等感染症についての訓練に関する事 ・ 庁舎内の感染予防策の実施に関する事 ・ ガス-電気等ライフライン供給保持等の連絡調整に関する事 ・ 不特定多数の集まりの原則自粛の勧告に関する事 ・ 重症患者の搬送や医療機関，発熱外来との連携に関する事 ・ その他
-----	---

町民保健課	・ 対策本部との連携に関すること ・ 新型インフルエンザ等感染症本部等の運営に関すること(予算計上も含む) ・ 県-大隅地域振興局他関係機関との連携-調整に関すること ・ 感染防止策の周知, 社会不安とパニック防止のため, 町長に適切な情報提供や感染拡大防止対策(消毒含む)に関すること ・ 相談窓口の設置(受診医療機関紹介, 発熱外来紹介, 精神的ケアを含む) ・ 重症患者以外の自宅療養を指導するための助言, 訪問指導(在宅看護, 在宅介護) ・ 新型インフルエンザ等感染症サーベイランス(発生監視)の情報収集に関すること ・ 新型インフルエンザ等感染症予防接種実施に関すること ・ 新型インフルエンザ等感染症に必要な資機材等に関すること(薬剤, 防護服含む) ・ ごみ, し尿, 廃棄物処理に関すること ・ 感染性廃棄物の処理に関すること ・ 死亡届受理事務と対策本部, 保健所との連携に関すること ・ 遺体の安置及び火葬, 埋葬に関すること ・ その他
介護福祉課	・ 対策本部との連携に関すること ・ 福祉サービスの継続提供に関すること ・ 社会福祉施設の運営・管理に関すること ・ 社会福祉施設等における感染拡大防止策に関すること ・ 通所施設, 福祉施設等の有床の出勤停止と受診勧告に関すること ・ 在宅要援護者(独居家庭, 高齢者, 障がい者等)の把握と見守り ・ 在宅要援護者の有症者に対する食糧, 日用品の供給体制の整備に関すること ・ 重症患者以外の自宅療養を指導するための助言, 訪問指導(在宅看護, 在宅介護)

介 護 福 祉 課	・ 保育所等での感染防止対策に関すること ・ 保育所の園児の罹患状況と報告に関すること ・ 保育所の運営保持に関すること ・ 保育所の感染拡大時閉鎖に関すること ・ 保護を要する子どもへの対策 ・ その他
教 育 振 興 課	・ 対策本部との連携に関すること ・ 各集会施設等の使用自粛に関すること ・ 学校内の罹患者の把握，報告に関すること ・ 新型インフルエンザ等感染症が疑われる症状がある児童生徒への受診の指導に関すること ・ 学校の感染拡大時閉鎖に関すること ・ 学校閉鎖中の教育供給体制に関すること ・ 流行地域またはその周辺地域からの編入児童生徒受け入れの協議に関すること ・ その他
税 務 課	・ 対策本部との連携に関すること ・ 税に関する被害状況等の収集に関すること ・ 相互応援に関すること ・ その他
会 計 課	・ 対策本部との連携に関すること ・ 関係経費の出納に関すること ・ その他
議 会	・ 対策本部との連携に関すること ・ 議会関係の連絡，調整に関すること ・ その他

建設課	・ 対策本部との連携に関すること ・ 水道水の供給確保に関すること ・ 道路の管理及び交通機能維持の実施に関すること ・ その他
経済課・農業委員会	・ 対策本部との連携に関すること ・ 高病原性鳥インフルエンザの動向の監視に関すること ・ 飼育鳥，野鳥等の不審死の対応に関すること ・ 町内小売業団体の協力要請に関すること(生活必需品の入荷) ・ 町内生産者の協力要請に関すること(食料品確保) ・ その他
企画課 観光課	・ 対策本部との連携に関すること ・ 町内小売業団体の協力要請に関すること(生活必需品の入荷) ・ 商工会等各団体との物流の安定への協力要請に関すること ・ その他
デジタル推進課	・ 本部との連携に関すること ・ 情報通信技術(ICT)環境に関すること ・ 電子媒体の確立等通信網の整備(電算機器等での連絡，連携)に関すること ・ その他
支所	・ 本部との連携に関すること ・ 支所管内の状況の調査，情報収集に関すること ・ 下水道施設の整備及び処理業務の保持に関すること ・ その他

(表2) ◎各活動班の組織・役割分担

*職員は各主管課長の下に入る。

総務班	◎総務課長 ○総務課長補佐 (庶) 支所長 議会事務局長 町民保健課長	1. 対策本部に関すること 2. 予算等の財務に関すること 3. 職員の服務, 参集状況に関すること 4. 国, 県, 隣接市町, 関係機関との連絡調整 5. 自治会との連絡調整 6. 報道対応 7. 消防関係, ボランティア等との連絡調整
情報班	◎デジタル推進課長 ○教育振興課長 企画観光課長 経済課長 介護福祉課長 町民保健課長	1. 電子媒体の確立及び通信網の整備 2. 情報収集 3. 県との調整 4. 発生動向調査収集 5. 学校, 幼稚園, 保育園の発生状況調査及び感染予防 6. 各種集会等の自粛の呼びかけ
予防・封じ込め対策班	◎町民保健課長 ○経済課長 総務課長 建設課長 企画観光課長 農業委員会事務局長 介護福祉課長	1. ライフライン事業者との連絡調整 2. 食糧, 生活必需品の調達 3. 公共施設等の予防対策 4. 抗ウイルス薬・ワクチン接種対象者のリストアップ 5. 要支援者のリストアップ及び支援体制 6. 基本的な予防策の周知, 情報提供 7. ごみ, し尿, 廃棄物処理業務に関すること
医療班	◎町民保健課補佐 ○町民保健課主幹 介護福祉課長 総務課長 町民保健課長	1. 相談窓口の設置 2. 県, 医師会, 医療機関との連絡調整 3. ワクチンの接種体制(県, 保健所, 医師会との連絡調整) 4. 現場の消毒体制 5. 遺体収容, 安置, 埋火葬関係

第2章 情報提供・共有，リスクコミュニケーション

感染症危機において，様々な情報が錯綜しやすく，不安とともに，偏見・差別等が発生したり，偽・誤情報が流布したりするおそれがある。平時から町民等の感染症等に関する正しい知識と理解を高めるとともに，国からの情報提供・共有をもとに，町民へ正しい情報として周知していく。町は地域における町民に対する情報提供・共有，リスクコミュニケーションにおいて，果たす役割は大きい。このため，国の取組に関する留意事項等を参考とするほか，他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ，地域の実情を踏まえた説明が求められる。

◎各対策項目

時期	内容	戦略
準備期	1. 情報提供・共有体制の整備	平時から感染症等に関する普及啓発，リスクコミュニケーション体制の整備，情報提供・共有の方法を整理し，体制整備や取組を進める 町は，国からの要請を受けて，コールセンター等を設置する準備を進める。
	- 1. リスクコミュニケーションの実施体制	- 1. 施策自体の専門的な説明を担うため，その時々状況や広聴の結果を踏まえながら，情報提供・共有の対象・内容・方法等を選択していく。
	2. 情報提供・共有の対象・内容	感染症や感染症対策についての基礎的な知識の向上や，手洗いや咳エチケット，換気など基本的な感染対策や，マスク等衛生用品等の備蓄など具体的な行動の維持・促進のため，普及啓発を行う
	3. 情報提供・共有の方法 - 1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	- 1 - 1. 国からの情報提供・共有がなされた内容を参考または活用していく（表3） - 1 - 2. 高齢者へ非デジタルの媒体活用やこどもへイラストの活用など発達段階に応じた平易な言葉による説明を行う。また，障がい者へDXの推進を含め，障害に応じた合理的配慮を行い，在外邦人に向けては多言語での情報提供を行う。

初 動 期	1. 情報提供・共有体制の整備 - 1. リスクコミュニケーションの実施体制	- 1. 準備期(1-1)に整備を進めたリスクコミュニケーションの実施体制について、初動期には、順次、本格的に体制を強化していく。
	2. 情報提供・共有の対象・内容	以下の内容を含めた感染症対策等について情報提供・共有を行う。 ・ 感染症の特性に関する情報 ・ 感染症発症状況に関する情報 ・ 有効な感染防止対策に関する情報 ・ 水際対策に関する情報 ・ 検査に関する情報 ・ 医療提供体制，治療法に関する情報 ・ 物資の供給に関する情報 ・ 各種相談窓口に関する情報
	3. 情報提供・共有の方法 - 1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有 - 2. 双方向のコミュニケーション	- 1. 準備期(3-1)と同様に適宜情報提供を行う。その時点での感染症情報についてグラフなどを活用して分かりやすく行う。また、感染症の発生情報に関する公表については、公表基準等を参考にしながら、町民からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、対応・公表する。 - 2. 町は国からの要請に応じてコールセンター等を設置する。効果的な情報提供・共有を行う上で、町民等の意見や関心を踏まえることが重要である。特に初動期では限られた資源・時間等の中で、迅速さ、聴取りの深さ、対象者の広さなどを同時に満たすことは難しい。そのため、町は国からの要請に応じて、広聴の要請がなされた場合には、例えばコールセンターに寄せられた質問・意見を可能な限り情報提供・共有する。

対 応 期	1. 情報提供・共有体制の整備	心身の消耗・感染等への備えも見据え、属人的な業務遂行力に過度に依存しない持続可能な体制づくりに留意しつつ、実際に生起している状況を踏まえ、実効性を高めていく。
	2. 市町村における情報提供・共有について	町は国からの要請を受けて、コールセンター等の設置を継続する。双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めるとともに、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えていく。
	3. 町と県の間における感染状況等の情報提供・共有について	町は、状況に応じて、県から患者等の健康観察や生活支援に関して協力を求められる。その際、患者等に関する情報が提供される。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について町と県の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく。

(表3) 南大隅町 情報提供・共有の携帯及び方法

形態	方法
A 直接的な提供・共有	広報・ホームページ・リーフレット・パンフレット・ポスター
B 間接的な提供	自治会・民生委員等を通じた情報提供・共有・防災無線

第3章 まん延防止

感染拡大を可能な限り抑制し、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。必要に応じてまん延防止対策を講ずること、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

町は、新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進を行う必要がある。

◎各対策項目

時期	内容	戦略
準備	1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
初期	1. 国内でのまん延防止対策の準備	町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
対応期	1. 国内でのまん延防止対策の実施に係る情報提供及び共有 - 1. 患者や濃厚接触者への対応 - 2. 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等	国及び JIHS による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた適切なまん延防止対策の情報提供及び共有に努める。 - 1. 町は患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居人等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）について、県に協力する。

対 応 期	- 2 - 1. 外出等に係る要請等の周知 - 2 - 2. 基本的な感染対策に係る要請等の周知 - 3. 事業者や学校等に対する要請 - 3 - 1. 営業時間の変更や休業要請等の周知	- 2 - 1. 地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、県間の移動自粛要請等に合わせて、町はその周知に努める。 - 2 - 2. 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨又は徹底の要請を受けた際はその周知に努め、また、いち事業者としてこれを実施する。 - 3 - 1. まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する県による営業時間の変更の要請に合わせて、町はその周知に努める。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等、状況に応じて町はその周知に努めるとともに、町の所有する施設等の使用制限や停止について調整を図る。
	2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 - 1. 封じ込めを念頭にする時期	- 1. 町は感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、国民の生命及び健康を保護するため、上記 3-1 の患者や濃厚接触者への対応に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講じる。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種は、感染や発症・重症化を防ぎ、患者数を減少させるなど、医療提供体制が対応可能な範囲内に収め、社会経済活動等への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国は、平時から迅速な開発・供給を可能にするための施策に取り組むことが重要である。

○接種順位の考え方

新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

実施においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ国が示す接種順位により、町民接種を行う。

◎各対策項目

時期	内容	戦略
準備期	1. ワクチンの接種に必要な資材	町は、(表4)を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。
	2. ワクチンの供給体制	町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。
	3. 接種体制の構築 - 1. 接種体制 - 2. 特定接種	町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。 - 2 - 1. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

準 備 期	- 3. 町民接種	- 2 - 2. 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。 - 3. 平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。 （ア）町は、国等の協力を得ながら、当該区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。 α 町は、町民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。 i 接種対象者数 ii 地方公共団体の人員体制の確保 iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定 v 接種に必要な資材等の確保 vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築 vii 接種に関する町民への周知方法の策定 b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数(表5)を推計しておく等、町民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。 c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、錦江町その他近隣市町村と調整を図り、地域の医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関
--	------------------	---

準備期		等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ること。 d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるように配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。 (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。 (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。
	4. 情報提供・共有 - 1. 町民への対応 - 2. 市町村における対応 - 3. 衛生部局以外の分野との連携	- 1. WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」（ワクチン忌避又はワクチン躊躇）が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進める。 - 2. 町は、定期の予防接種の実施主体として、県や医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。 - 3. 町衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には市町村労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町衛生部局は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校

準備期		保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に努める。
	5. DX の推進	- 1. 町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。 - 2. 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。 - 3. 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。
初期	1. ワクチンの接種に必要な資材の確保	町は、（表 4）において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。
	2. 接種体制	
	- 1. 接種体制の構築 - 1-1. 特定接種 - 1-2. 町民接種	- 1. 町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。 - 1-1. 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。 - 1-2-1. 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、町民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

初 動 期		- 1 - 2 - 2. 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。 - 1 - 2 - 3. 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減を図る。 - 1 - 2 - 4. 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。 - 1 - 2 - 5. 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、市町村の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。 - 1 - 2 - 6. 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医
----------------------	--	--

初 動 期		師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。 - 1 - 2 - 7. 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。 - 1 - 2 - 8. 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。 - 1 - 2 - 9. 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、パルスオキシメーター、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ郡医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等
----------------------	--	--

初 動 期		の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、郡医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品(表4)に関しては、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。 - 1 - 2 - 10. 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。 - 1 - 2 - 11. 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。
対 応 期	1. ワクチンや必要な資材の供給	- 1. 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、予防接種（ワクチン）に関するガイドライン第3章3. を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

対 応 期		- 2. 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。 - 3. 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
	2. 接種体制 - 1. 特定接種 - 1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施 - 2. 町民接種 - 2-1. 予防接種体制の構築	町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 - 1-1. 国において、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえたうえで、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 - 2-1-1. 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。 - 2-1-2. 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。 - 2-1-3. 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。 - 2-1-4. 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

対 応 期	- 2 - 2. 接種に関する情報提供・共有 - 2 - 3. 接種体制の拡充 - 2 - 4. 接種記録の管理	- 2 - 1 - 5. 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。 - 2 - 1 - 6. 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。 - 2 - 2 - 1. 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。 - 2 - 2 - 2. 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。 - 2 - 2 - 3. 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。 - 2 - 3. 町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。 - 2 - 4. 町、国及び県は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。
	3. 健康被害救済	- 1. 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、町民接種の場合は市町村となる

対 応 期		－ 2. 町民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に町民票を登録していた市町村とする。 － 3. 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。
	4. 情報提供・共有	－ 1. 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。 － 2. 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。 － 3. パンデミック時には、特定接種及び町民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。
	－ 1. 特定接種に係る対応	－ 1. 町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
	－ 2. 町民接種に係る対応	－ 2 - 1. 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。 － 2 - 2. 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく町民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。 a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。 b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。 c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。 d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

対 応 期		- 2 - 3. これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。 a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。 b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。 c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。
-------------	--	---

(表4) 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器，針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計，パルスオキシメーター等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤，抗ヒスタミン剤，抗けいれん剤，副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ ☐ 記録紙 ☐ 時計

	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

（表５） 接種対象者の試算方法の考え方

	町民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として， 対象人口の 2 倍に相当
小学生・中学生・ 高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合，その保護者を接種対象者として試算する。

第5章 保健

町は、県の要請に応じて、実施する健康観察及び患者等に対する生活支援に協力する。

◎各対策項目

時期	内容	戦略
準備期	1. 人材の確保	町は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するための保健所等からの応援要請等に対応できる人材を確保する。
	2. 連携体制の構築	町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所等のみならず、他市町村、消防機関等の関係機関と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。
	3. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 1. 町は、町民への情報提供・共有方法や、町民向けのコールセンター等の設置を始めとした町民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、また、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民等が必要とする情報を把握し、有事に速やかに感染症情報の町民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。 - 2. 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者や家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではない。町は、偏見・差別が法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について啓発する。 - 3. 町は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。
初動期	1. 有事体制への移行準備	町は、保健所等からの応援要請に対応する人員について調整する。

対 応 期	Ⅰ．主な対応業務 の実施 －Ⅰ．健康観察及び 生活支援	－Ⅰ－Ⅰ．町は，県が実施する健康観察に協力する。 －Ⅰ－Ⅱ．町は，県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて，県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
--	---	--

第6章 物資

感染の急速なまん延により、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれるが、ワクチン接種等を円滑に実施し、町民の生命等への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、平時から感染症対策物資備蓄等の推進を講ずることが重要である。

◎各対策項目

時期	内容	戦略
準備期	1. 感染症対策物資等の備蓄等	- 1. 町は、市町村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 - 2. 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。
初期	1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認および連絡調整	町は、準備期において備蓄された物資の備蓄状況等を確認し、適宜使用する。また、町民接種開始前の調整において、ワクチン用の針・シリンジについては、発生した感染症に対するワクチンが開発された後に必要になることや、当該ワクチンについて必要となる接種回数により必要数が変動することに注意し、集団接種及び各医療機関個別接種ワクチンの割り当ての連絡調整を行う。
対応期	1. 感染症対策物資の管理	町は、必要に応じ、感染症対策物資等の購入を継続的に行う。また、物資の使用期限に注意しながら、不足が発生しないよう管理する。

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

感染の発生により、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることから、平時から事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

また、町、県は、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策等を行い、事業者や町民等は、自ら事業継続や感染防止に努める。

◎各対策項目

時期	内容	戦略
準備期	1. 情報共有体制の整備	町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。
	2. 支援の実施に係る仕組みの整備	町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。
	3. 物資及び資材の備蓄	- 1. 町は、行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 - 2. 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
	4. 生活支援を要する者への支援等の準備	町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

	5. 火葬体制の構築	町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。
初 動 期	1. 遺体の火葬・安置	町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。
対 応 期	1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応 - 1. 心身への影響に関する施策 - 2. 生活支援を要する者への支援 - 3. 教育及び学びの継続に関する支援 - 4. 生活関連物資等の価格の安定等	- 1. 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。 - 2. 町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。 - 3. 町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。 - 4 - 1. 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 - 4 - 2. 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

対 応 期	-5. 埋葬・火葬の特例等	-4-3. 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。 -4-4. 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。 -5-1. 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。 -5-2. 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。 -5-3. 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。 -5-4. 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 -5-5. あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。 -5-6. 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。 -5-6. 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公
--	----------------------	--

対 応 期		衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。
	2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 - 1. 事業者に対する支援 - 2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置	- 1. 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。 - 2. 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。